

静岡県養蜂ガイドライン

平成 25 年 10 月

静岡県経済産業部農林業局畜産課

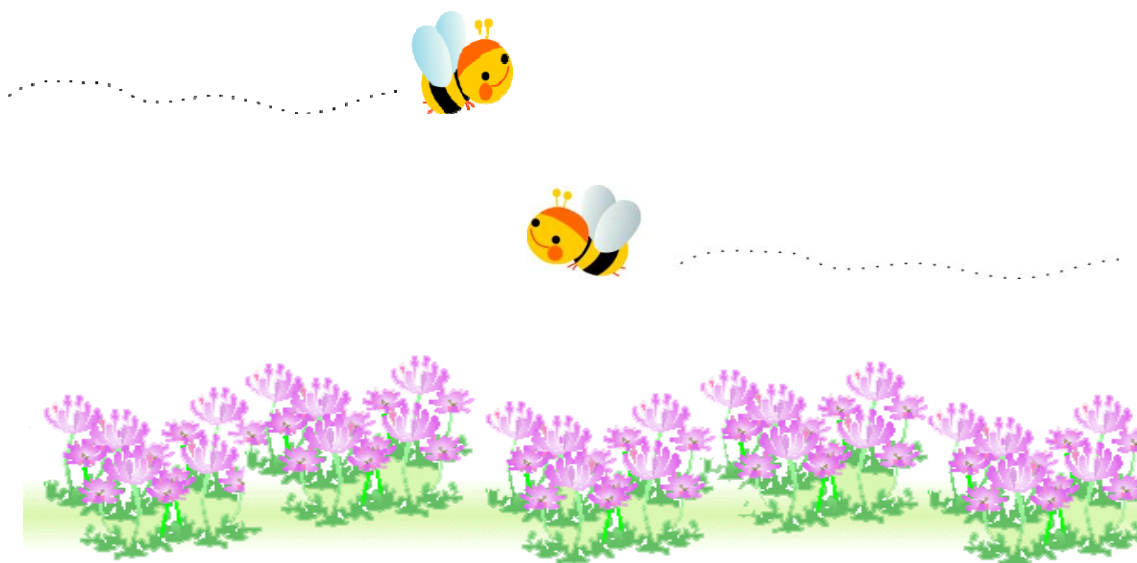
はじめに

静岡県では、レンゲ、ミカンなどを主要蜜源として、県内全域で養蜂業が行われてきました。

近年、養蜂技術が進歩するとともに、蜜蜂とその飼育道具が容易に入手できるようになり、多くの方が手軽に蜜蜂を飼育するようになったことから、趣味で西洋蜜蜂を飼育される方や、日本蜜蜂を飼育される方が増えてきています。このような養蜂業界を取り巻く環境の変化を受け、平成24年6月に養蜂振興法（昭和30年8月27日法律第180号）が改正されました。

改正養蜂振興法において、蜜蜂を飼育するすべての方に、都道府県知事への飼育届の提出が義務づけられ、蜜蜂を適切に飼育する責務が課されました。また、都道府県においても、蜜蜂が適切に管理されるために、管理指針の策定等必要な措置を行うことが法律に明記されました。

このガイドラインは、県内で蜜蜂を飼育する方が、蜜蜂を適切に管理し、安全なはちみつを生産するための指針として必要な最低限のことを記しました。県内で蜜蜂を飼育する方には、是非ご活用いただきたいと思います。



1 蜜蜂の飼育の届出

蜜蜂を飼育している方は、養蜂振興法第3条第1項により、飼育状況についての届出が必要です。毎年1月1日現在の飼育状況と年間飼育計画を飼育届出書に記入して、1月31日までにお住まいの都道府県知事に提出してください。届出については、別記様式（P7）をご使用ください。また、届出内容に変更があった場合は、変更が生じた日から1ヶ月以内に変更届出書の届出をお願いします。

「**蜜蜂の飼育**」とは、蜜蜂を増やす又は蜂蜜を採るために蜜蜂を飼う等、蜜蜂を自らの意思により巣箱や巣洞で飼い、餌を与え、投薬することをいい、野生の蜜蜂を観察して、自然にできた巣から蜂蜜等を採る場合は飼育に含まれません。

ただし、下記の場合には届出の義務はありません。

① 農作物等の花粉受精のみに用いる場合*

農作物等の花粉受精に蜜蜂を使用する場合には、一般的に、受粉すべき農作物等の作付規模に応じた蜂群しか飼わないことや、使用後には焼却又は養蜂業者に返却することから、届出は不要となっています。

※養蜂業者に該当する場合の他、農作物の作付規模に比べ、過大な蜂群を配置している場合や、使用後に焼却、返却等を行わずに通年飼育している場合には、届出が必要となります。

② 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂を飼育する場合

学術研究等のために密閉された構造の設備で蜜蜂を飼育する場合は届出が不要です。

2 転飼に際しての注意

(1) 転飼許可

転飼とは、現在、蜜蜂を飼育している場所から他の場所へ蜜蜂を移動して飼育することをいいます。養蜂業者が県外へ転飼する場合には、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

都道府県によっては、養蜂業者以外の方が転飼する場合も条例等で規制している場合もありますので、事前に確認してください。

「**養蜂業者**」とは、蜜蜂又は蜂蜜、蜜ろう若しくはローヤルゼリー等を利益を得て譲渡することを目的として蜜蜂を飼育する人のことをいいます。

なお、「利益を得て」には、直接の金銭収入以外の利益も含まれます。また「譲渡」には貸し出し等も含まれます。趣味で蜜蜂を飼育し、自家消費できず余った蜂蜜等を売った場合も養蜂業者に該当します。

静岡県内における蜂群の移動は許可制ではありませんが、土地所有者の承諾を得るとともに、移動場所の状況や蜜源、隣接飼育者などに十分配慮して移動してください。

(2) 転飼に必要な証明

他の都道府県の区域内に転飼しようとする場合、腐蛆（ふそ）病にかかっていない旨を記載した証明書の携帯が必要です。

この証明書は、県内に移入する場合は直前の飼育地を管轄する家畜保健衛生所長等、また県外に移出する場合は県内管轄家畜保健衛生所長等が発行することとなっております。

詳しくは、最寄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

3 蜜蜂の飼育について

(1) 周囲への配慮

県内では、蜂群周辺の住民が蜜蜂に刺された、蜜蜂の糞で洗濯物等が汚れた、蜜蜂の箱が無断で置かれているなどの苦情やトラブルが発生しています。

蜜蜂を円滑に飼うためには、蜜蜂の習性を知り適切な管理を行うことと、社会的なマナーを守り事故やトラブル防止に努めることが必要です。また、地域の状況や飼育方法により、必要な対応をとることが重要です。

必要な知識・情報の収集に努めるために養蜂専門組織に相談したり、住宅地や道路の近くに巣箱を置かないなど、周辺住民に十分配慮し、事故やトラブルを防止するよう努めましょう。

(2) 伝染病と衛生対策

蜜蜂には、家畜伝染病予防法で定められた疾病があります。

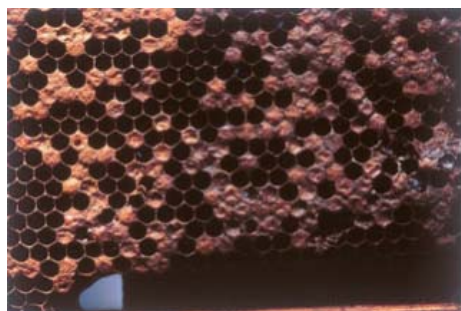
① 家畜伝染病：腐蛆（ふそ）病

② 届出伝染病：チョーク病、バロア病、アカリンダニ症、ノゼマ病

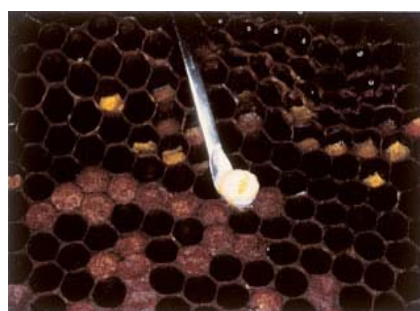
異常気象や管理失宜などの明らかな原因がないのに蜜蜂が大量に死ぬなど伝染病が疑われる場合には、家畜保健衛生所にご連絡下さい。日頃から巣箱内を観察し、衛生的な飼養管理を行って、病気の発生予防に努めてください。

腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

(3) 動物用医薬品の使用等について

現在、日本で承認されている蜜蜂用の医薬品は、腐蛆(ふそ)病予防用とバロア病(ミツバチヘギイタダニ)用の薬剤のみです。これらの薬剤に含まれる物質が蜂蜜などに残留することを防ぐために使用者が遵守すべき基準が定められていますので、用法用量、薬剤を使用できる期間を遵守し、適切に使用しなければなりません。誤用を防ぎ蜜蜂を適正に管理するため、医薬品の使用状況はもちろん飼料の給与、採蜜等の生産記録を残すようにしましょう。

日本で承認を受けていない薬剤や、蜜蜂への使用が承認されていない医薬品を使用することは薬事法で禁止されていますので、絶対に使用しないでください。

病気や薬の正しい知識を身に付け、健康な蜜蜂を飼育し、安全で安心なはちみつを生産しましょう。

4 はちみつ販売に関する注意点(法令遵守)

はちみつを販売する場合は、食品衛生法に基づく農薬や医薬品の残留基準が適用されます。農薬や医薬品等が一定基準以上残留したものは流通できませんので、十分注意してください。また、養蜂振興法、食品衛生法、JAS法等に基づく適正な表示を行わなければなりません。

はちみつが、安全に安心して利用できるよう、品質管理に十分気をつけてください。

◆届出等について

事 項	必要な書類等	備 考 (下段：根拠法令)
蜜蜂を飼育している	蜜蜂飼育届	毎年1月1日現在の飼育状況と年間の飼育計画を届出ます。
		養蜂振興法第3条
飼育届の内容に変更が生じた	蜜蜂飼育変更届	提出した届出内容に変更があった時に提出します。
		養蜂振興法第3条の3
県外へ転飼する	転飼許可申請書	転飼先の都道府県に提出します。申請書類や提出時期は各都道府県にご確認下さい。
		養蜂振興法第4条
	① 家畜検査申請書 ② 家畜保健衛生所利用申請書	最寄の家畜保健衛生所で、腐蛆病に関する検査を受けて下さい。検査に合格した巣箱以外は、県外に移出することはできません。
		家畜伝染病予防法第5条

◆はちみつの表示について

法律名	適用範囲	表示項目
養蜂振興法	はちみつの販売を業とする者	①添加物の有無 ②添加物の種類と割合
食品衛生法	販売の用に供するもの	①名称 ②期限表示 ③製造所所在地 ④製造者 ⑤食品添加物 ⑥保存方法 ⑦特定原材料(アレルギー物質)
JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	販売されるすべての飲食物品 (医薬品・アルコールを除く)	①名称 ②原材料名(添加物含む) ③内容量 ④期限表示 ⑤保存方法 ⑥原産国(輸入品に限る) ⑦製造者

※この他に、公正競争規約(景品表示法第11条に基づく規定又は規約)により、規約に加入している事業者の自主規制があります

◆ 関係機関

県

名 称	管轄市町	住 所	電話番号
東部家畜保健衛生所	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、三島市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、沼津市、裾野市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町、富士市、富士宮市	〒419-0114 田方郡函南町仁田 101	055-978-3131
中部家畜保健衛生所	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	〒427-0007 島田市野田 1120 - 1	0547-37-1158
西部家畜保健衛生所	掛川市、御前崎市、菊川市、森町、磐田市、袋井市 浜松市、湖西市	〒431-3111 浜松市東区中郡町 392	053-434-2921

養蜂団体

名 称	住 所	電話番号
静岡県養蜂協会	〒420-0838 静岡市葵区相生町 14 番 26-3 静岡県獣医畜産会館内	054-272-8883
賀茂支部、東静岡支部、富士支部、庵原支部、清水支部、静岡支部、志太支部、榛原支部、中遠支部、浜松支部、浜名支部、引佐支部	※ 支部の連絡先については、静岡県養蜂協会（電話：054-272-8883）にお問い合わせ下さい。	

1号様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

蜜 蜂 飼 育 届
飼 育 変 更

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

電話番号

氏 名

印

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。〕

養蜂振興法 第3条第1項 第3条第3項 の規定により次のとおり届け出ます。

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	最大計画 蜂群数	飼 育 期 間
		年1月1日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年12月31日まで

- 備考 (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号が望ましい。
 (2) 飼育計画は1月1日（又は飼育開始日・計画変更日）から12月31日までについて記入すること。
 (3) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
 (4) この届に記載された内容は、蜂群配置の調整、防疫の実施その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

養蜂管理記録簿

生産者名	
------	--

平成 年		作業内容								
月日	場 所	群数	実施者	投 薬				給餌	採蜜等	
				医薬品名	投与法・投与量	薬剤使用期間	採蜜禁止期間	種類	種類	量
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			
/						～ 月 日	～ 月 日			

養蜂振興法

昭和30年8月27日 法律第180号
最終改正：平成24年6月27日法律第45号

(目的)

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(蜜蜂飼育の届出)

第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 蜂群数

三 飼育の場所及びその期間

四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第四条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにお

いて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第七条 蜂蜜を精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。)して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、蜜源の状態、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

第十一条 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。